

【別表A(5) - 1(公益充実資金の明細)】

下表の水色欄()を記載ください。黄色欄()は自動計算されます。

1. 公益充実資金の前年度末明細

公益充実資金の前年度末値を確認します。

前年度末				
各資金の明細		実施時期(年度) 西暦	所要額	残高
システム更新引当資産(R)	資産	2028	25,750,000 円	1,845,542 円
システム更新引当資産(除却)	資産	2030	96,998,000 円	6,951,995 円
減価償却引当資産	資産	2041	17,215,186 円	1,233,839 円

2. 公益充実資金の本年度末明細

公益充実資金の本年度末値を確認します。

当該事業年度開始日(西暦)	2025/4/1
---------------	----------

本年度末					
前期末残高	取崩額(合計値)	取崩額のうち資産取得分以外	積立額	今期末残高	積立限度額
10,031,375 円	166,731 円	0 円	25,353,330 円	35,217,974 円	139,963,186 円
各資金の明細	実施時期(年度) 西暦	所要額	取崩額(個別)	備考	
システム更新引当資産(R)	資産	2028	25,750,000 円		
システム更新引当資産(除却)	資産	2030	96,998,000 円		
減価償却引当資産	資産	2041	17,215,186 円	166,731 円	

3. 公益充実資金の積立内訳、積立基準額の算定値(中期的収支均衡の50%超繰入れ時用)

中期的収支均衡の観点で、50%を超えて繰入れをする際に使用する公益充実資金の各種算定値を確認します。

各資金の明細	期首積立内訳(算定値)	残り必要額(算定値)	支出までの残存期間	活動毎積立基準額(算定値)	積立基準額(算定値)
システム更新引当資産(R)	1,845,542 円	23,904,458 円	47 月	6,103,266 円	25,416,542 円
システム更新引当資産(除却)	6,951,995 円	90,046,005 円	59 月	18,314,442 円	
減価償却引当資産	1,233,839 円	15,981,347 円	192 月	998,834 円	

4. 公益充実資金と公益目的事業費率、使途不特定財産上限との関連値

公益目的事業費率及び使途不特定財産上限との関係で、公益充実資金における必要な値を確認します。

各資金の明細	積立内訳(算定値、公益実施費用額に算入)	取崩内訳(公益実施費用額から控除)
システム更新引当資産(R)	- 円	
システム更新引当資産(除却)	- 円	
減価償却引当資産	- 円	
合計	0 円	0 円

【別表A(5) - 2(公益充実資金の明細)】

資産	
特定の事業又は資産取得等の名称	システム更新引当資産(RI)
当該活動の内容	RI放射線管理記録保存業務に必要な電算機の導入
計画期間(目的設定～実施)	西暦 2024 年 4 月 ~ 2029 年 3 月 月数 (59 月)
所要額の算定方法	令和5年度に更新した電算機の導入金額25,749,570円(1万円未満繰り上げ25,750,000円)の1/5を毎年積立てる。 令和10年度は令和6年から令和9年の4年間の積立総額20,600,000円を取崩し、更に自己資金を充当し更新予定。

資産	
特定の事業又は資産取得等の名称	システム更新引当資産(除染)
当該活動の内容	除染管理制度業務に必要な電算機の導入
計画期間(目的設定～実施)	西暦 2025 年 4 月 ~ 2030 年 3 月 月数 (59 月)
所要額の算定方法	令和6年度に更新した電算機の導入金額96,998,000円の1/5を積立てる。 令和11年度は令和6年から令和9年の4年間の積立総額77,598,400円を取崩し、更に自己資金を充当し更新予定。

資産	
特定の事業又は資産取得等の名称	減価償却引当資産
当該活動の内容	公益共通資産の取得又は改良等のための準備資金
計画期間(目的設定～実施)	西暦 2024 年 1 月 ~ 2041 年 4 月 月数 (207 月)
所要額の算定方法	1. 減価償却引当資産の積立額は、前回の資産取得価額又は適正な見積額とする。 2. 減価償却引当資産の積立方法は、対象資産を減価償却引当資産に繰り入れる年度の期首に当該資産を取得したもとして、協会が税務署に届け出た償却方法により計算した減価償却額を当該資産に応じた法定耐用年数の期間を積み立てる。 3. 年度毎の積立額は減価償却額までとする。 4. ただし、積立期間中に技術の進展、物価の変動等がある場合は、新たな見積額を参考として積立額を変更することができるものとし、年度毎の積立額は変更後の減価償却費までとする。 5. 資産取得等に必要額が2,000万円を超える資産を繰り入れる場合は、理事会に付議し、その決議を得なければならない。